

(案)

川 水 審 第 号

平成25年12月 日

川島町水道事業管理者

川島町長 高 田 康 男 様

川島町水道事業審議会

会長 谷 口 隆一郎

水道料金の見直しについて (答申)

平成25年8月8日付け川上下発第220号で諮問のあった水道料金の見直しについて、次のとおり答申します。

本審議会は、健全かつ持続可能な水道事業の実施のため、今後の水道料金の見直しを審議するにあたり、財政収支計画を検証し計画が適正であると判断したうえで、慎重に審議を重ね、以下のような認識で一致しました。

記

1. 判断の理由

近年、水道の使用量は全国的にみても減少傾向にある。その要因として、核家族化の進行、生活様式の変化、節水意識の浸透、節水型機器の普及などが挙げられる。また、工場や事業所においても、経費節減上から節水努力が行われている。これらは、いずれも料金収入の減少という形で水道事業経営を圧迫している。

さらに、かつて増え続けた水需要に対応すべく拡大した設備は、経年劣化に伴う更新の時期を迎えている。一方で、良質な水志向に伴う水質向上への新たな設備投資と相まって、水道事業に係る費用は年々増加傾向にある。

上記のような状況は川島町においても例外ではない。さらに、県水受水量の増加等により、安価な自己水率が低減し、支出が増加している。また、産業団地誘致企業の稼働率が予測できないことや人口減少により給水収益が伸び悩んでいる。これらの要因から、経営努力も限界となっており、平成22年度決算より欠損金繰越が生じている。

今後は、老朽化施設の更新事業による減価償却費や企業債元利償還金の増加等が生じることから現在の料金水準での事業経営は困難と判断される。

その一方で、景気は依然として厳しい状況が続き、料金改定による負担の増加が、住民生活に与える影響は決して軽いものではないということを十分認識している。

しかし、水道事業の最も大切なことは「安全で安心な水」を将来にわたり安定的に

供給することであり、そのためには、設備の維持管理、さらに災害に備えた耐震性の向上などを図ることも必要である。

よって、今後も健全で安定した水道事業経営を行うため、料金改定はやむを得ないものとする。

2. 改定の基本的考え方

水道は、町民の日常生活や社会の経済活動を支える上で最も重要なものであり、料金の値上げがこれらに影響をおよぼすことを考慮し、値上げ幅をできるだけ抑えるものとする。

なお、生活者優先の配慮から基本料金についても同様の措置とする。また、設備の経年劣化による更新工事及び施設の耐震補強工事を見すえた料金改定を図る。

3. 改定内容

(1) 料金について

① 改定方針

- ・料金改定率は、総括原価方式により算定することとし、住民生活、企業活動への影響を考慮し、できる限り低廉に努める。
- ・財政収支計画を検証した中で、総括原価により〇〇. 〇〇パーセントの改定が必要と判断する。
- ・近隣市町村との料金バランスを考慮する。

② 料金算定期間

- ・平成26年度から平成30年度までの5年間とする。

③ 料金体系

- ・現行どおり「基本水量付き基本料金で段階的増額料金制」とする。

④ 改定時期

- ・平成26年度内で検討する。

(2) 量水器使用料について

量水器使用料を別に徴収するのではなく、水道料金に包括させることで、事務の効率化につながるため、今回の改定で料金に統合させる。

4. 要望事項

(1) 有収率の向上

平成24年度の有収率は、92.38%と前年度から5.19ポイント上昇しているが、引き続き、赤水対策や残留塩素の確保のため配水管の洗管、給配水管の漏水調査を計画的に行い、更なる有収率の向上に努める。

(2) 経営努力

現在、人口の減少や水需要の低下による料金収入の減少が水道事業経営を圧迫している中で、料金改定以外の経営改善を広く行う努力が必要である。

(3) 料金改定期間は5年とし、定期的に経営状況を確認する。

(4) 基本料金のありかた（料金対象となる水量範囲の減少及び廃止）については、今後の検討課題とする。

(5) 水道料金の値上げに際しては、住民に対し広報紙、HP等により事前に十分な周知を図る。

(6) 吹塚浄水場の井水源を災害に備え維持管理し、存続に努める。

(7) 突発事故（埋設管漏水）の早期対応に努める。